

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
◆監査公告 昭和二十八年度に係る「民生部各課」
の定期監査の結果公表

公 告

◆鳥取県監査公告第百十九号
地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十八年
度に係る「民生部各課」の定期監査を執行したので、そ
の結果を次の通り公表する。
昭和三十年二月二十八日

鳥取県監査委員 加藤 定治
同 角田 健太郎

監査箇所

厚生課	昭和二十九年十一月五日
保険課	同 日
児童課	同 年十一月八日
世話課	同 日
厚生課	

監査概況

一、昭和二十八年年度における生活保護の状況は保護世帯
延五九、八七三、延実人員一五六、三九七人で、月平
均実世帯数四、九四七、実人員一三、〇三三人、総人
口に対する保護率二、一七%となり、保護対象者は次

昭和二十九年十一月五日監査
監査委員 木南 貞治
同 角田 健太郎

に示すとおり年々減少の一途を示している。

年 度	実世帯	実人員	備 考
昭和二五年度	五、九五三	一七、〇五二	月平均実数を示す
昭和二六年度	六、〇二五	一六、六八九	〃
昭和二七年度	五、四三六	一四、八三一	〃
昭和二八年度	四、九四七	一三、〇三三	〃

これは、従来指摘された濫給の是正保護の適正化を期した結果と認められる。しかしながら保護行政に要する事務費特に家庭訪問旅費等に制約され第一線活動を困難にしている実情につき当局は考慮されたい。

二、本年度扶助費総額は、二億一千八百九十九万余円であつてこの中、地方事務所が実施したもの一億一千五百十九万余円、市が実施し、住所不定等のため県が負担したものの五十四万余円、計一億一千五百七十三万余円、市が実施したもの一億三百二十五万余円となつてゐるが、扶助の内容を見ると医療扶助の件数において

は九、七〇％にすぎないが、一億一千二百七十五万余円で五一、四九％を占め、生活扶助は件数において五〇、一七％金額四一、六一％となつてゐる。これに比し、生業扶助は僅か月平均一二九件〇、五六％、金額においても十三万余円に過ぎない状況である。なお生活保護費国庫負担金精算の結果、県関係分一百四十八万余円収入不足となつてゐる。

三、生活保護法による保護施設は、養老施設五、授産施設一四、宿所提供施設一二、医療保護施設一、計三二施設あり、これ等に対し抽出的に指導監査を行つてゐるが一層徹底を期すべきである。特に授産場等において経営不振のため廃休止または、変更を余儀なくしてゐるものがあるが運営指導に留意すべき余地を認めるので考究されたい。

四、生活困窮者に対する更正資金は、本年度一七二件四百九十五万余円貸付し、累計九、九四八件六千七百四十三万余円となつてゐる。これに対し本年度回収額は

三九二件八百四十三万余円、累計三、六八四件三千二百二十五万余円であり、差引貸付現在高は六、五六四件三千五百十八万余円あるが、この中償還期限の到来してゐるもの二千六百二十四万余円に対しては速やかに回収措置すべきものと認められた。

五、部環境改善事業として道路、橋梁の改修、側溝、排水施設の整備、公衆浴場、飲用水、防火用水施設の施設、共同作業場、公民館等の新設または増設、墓地移転等、各種事業に対し果費九十万八千円助成しており、住民の意欲の助長に効果的とは認めるが、これから助成事業に対しては総合的見地から検討すべきである。

六、経理その他事務は適正と認められた。

保 險 課

昭和二十九年十一月五日監査
監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一、国民健康保険制度の運営状況は二十七年に比し再開十八ヶ町村(旧町村)で逐次普及率をあげてゐるが未だ三十九市町村(町村合併後)あり全国平均に比し余り良好とは云えない。これは国庫補助の僅少、保険税徴収困難等により運営を阻害するためであるが地区住民の健康維持と医療費軽減のため制度活用につき啓蒙指導し振興に努力されたい。

二、国保による給付率は条例規則により自由放任の形で各市町村財政により区々であり無理な給付をなし運営を困難に陥らしめてゐるものがあり統一是正が必要と認められた。また事務職員僅少のため整備が不十分で保険税の決定及び徴収が遅延勝である。運営については一層配意と援助を望む。

三、診療報酬請求明細書を県の審査会で審査してゐるが年々療養費は激増し保険財政がいよいよ窮迫を告げ運営に困窮してゐる現状を認められた。また明細書の内容その他で書面上の整備は出来てゐるため均一的審査に終

る傾向にあるが、療養担当者の良心的処置により適正な請求が行なわれるよう審査の厳格、実態監査監督を随時実施し不正不当な診療請求のないよう一段と留意

努力されたい。
審査委員会における審査件数診療書の推移状況

年度、件数 診療確定金額 被保険者数

二七年	二二六、〇四〇	一四三、一八八、二九四円	二〇七、三一六
二八年	三一七、四一九	一九七、一一七、一九九	二二七、〇二〇
二九年	一九一、〇三二	一〇六、五七七、六五六	二三五、六一九 (二九年六月末現在)

四、経理出納その他一般事務処理は概ね適正と認められたが次の点につき留意されたい。

児童課

1. 国民健康保険診療報酬審査手数料未收金二八、六〇七円あるが早期収納に努められたい。

昭和二十九年十一月八日監査

2. 市町村のうち国保助成交付金を予備費、雑収入等受け入れ、経理出納が明確でないものがある。またこれに対する收支計算書の提出が相当遅延している。整理の上提出せしむべく指導されたい。

監査委員 南木 貞治

3. 各市町村より県に対する保健給付費(県費補助金)の申請書に印もれその他不備の点が散見された。

同 角田 健太郎

一、母子福祉対策の一環として「母子福祉資金の貸付等に関する法律」昭和二十八年四月一日地行されたが、これに伴い五月十九日県規則をもつて同法施行細則を公布施行し、生業資金、就学、その他必要な資金の貸付を行い母子家庭の経済的自立の生活意欲の向上を期

監査概況

し、適切に運営しているものと認めた。

なお、本年度、右による貸付状況は次の通りである。

資金別貸付状況

() 内は件数

区分	生業	事業継続	技能	生活	支度	修学	修業	計
第一回	一、五五〇、〇〇〇円 (一、五)	四〇〇、〇〇〇円 (一、六)	一円	一円	三〇、〇〇〇円 (一)	一、一七六、〇〇〇円 (四)	一、二〇〇円 (一)	三、一四六、〇〇〇円 (一〇)
第二回	一、二〇〇、〇〇〇円 (二)	一、一五〇、〇〇〇円 (四)	一六、〇〇〇円 (一)	四、〇〇〇円 (一)	一円	一、七七六、〇〇〇円 (三)	二八、〇〇〇円 (三)	二、六七七、〇〇〇円 (一〇)
第三回	一、三二五、〇〇〇円 (三)	一、一四〇、〇〇〇円 (四)	一円	一円	一円	一、三二五、〇〇〇円 (三)	三、七、五〇〇円 (五)	二、九八八、〇〇〇円 (一三)
第四回	六三六、〇〇〇円 (一五)	四三〇、〇〇〇円 (一)	一円	一円	一円	一〇、八五〇円 (四)	三、〇〇〇円 (二)	一、二一九、七五〇円 (一六)
第五回	八七六、〇〇〇円 (二)	一、〇〇〇、〇〇〇円 (一)	一円	一円	一円	三、一五〇円 (五)	一、五九九、一五〇円 (一)	一、五九九、一五〇円 (一六)
計	五、五七六、〇〇〇円 (一四)	四、〇二〇、〇〇〇円 (一)	一八、〇〇〇円 (一)	六、〇〇〇円 (一)	三〇、〇〇〇円 (一)	一、五三三、八五〇円 (一)	九、六四〇、〇〇〇円 (一)	一一、五八八、〇〇〇円 (三)

予算財源区分
国庫貸付金

一般分 五、二〇〇、〇〇〇円
災害分 九〇〇、〇〇〇円

果費貸付金

一般分 五、二〇〇、〇〇〇円
 災害分 三〇〇、〇〇〇円
 償還金充当貸付金 一五五、六五二円
 合計 一一、七五五、六五二円

二、生業内職練替金一百万円を母子会に貸付しているが本制度については毎回指摘しているように、単年度の貸付であるため、その実績は貸付期間が短く十分な成果を期し得ないものと認める。特に法律に基く貸付金制度の運用のため特別会計を設けた現在、これを適用すべきであり、練替金制度は廃止すべきである。なお母子会金庫に対する貸付金の転貸及び出納整理期間内の利子計算書等については考究すべきである。

三、当課所管の児童福祉関係諸機関及び施設は、それぞれ監査の結果を報告したごとく、人的不備な点が認められ、特に児童相談所等は必要欠くことのできない専門技術職員が欠けているため業務に支障をきたしている

る実情にあるので速やかに補充措置されたい。ことに最近児童、青少年問題が大きく社会問題化しているとき、果としてこれが対策を積極的に樹立すべきであり組織、機構の充実整備が緊要と認められた。入件費、事務費等果費負担を抑制しているのは考究すべきである。

四、保育所給食担当者の講習会を米子市において二日間実施しているが県下保育所中には栄養士を置いていないところが多く、児童に与える身体的影響は軽視できないので考慮されたい。なお保育所の増設は町村合併を機に急速に実施されている傾向が認められるが有資格の専任職員、その他施設内容の充実指導について一層努力が緊要と認められた。

五、收容施設設の児童措置費弁償金未収額は、昭和二十四年度以降合計三十五万二千余円あり、また福祉生奨学貸付金の未償還額も多く、これらの収納整理については根本的対策が緊要と認められた。

六、経理、その他事務は適正と認められた。

世話課

昭和二十九年十一月八日監査

監査委員 木南 貞治

同 角田 健太郎

監査概況

一、旧陸海軍人軍属に対する恩給援護法関係補償事務は当課の重要業務で迅速な処理を期し、総力をあげて対処した結果進捗状況は九三、五%で優秀な成績を納めたことは結構である。しかし法規は複雑で、加うるに再三再四の改正により権利者の請求も容易でなく普及会同を県下三地区で実施したが添付書類の不備等によるものが受付数の四、五割ある。なお援護法に該当するものが推定三、三九三件に対し漸く二、三〇〇件受理した程度であり、これが未請求に対する啓蒙指導に今後一層の配慮と努力を希望する。

二、未帰還者の調査事務は凡ゆる方途を講じ調査しつづけた憾があり、終盤的調査究明は行詰りの状態で資料

整備、内容の再検討、全国復員関係官公署との連絡により今後の推維にまたねばならぬようである。なおこのうち部隊その他関係資料の全然ないものがあり、通信調査に努め五六八件発送したが回答は漸く二八九件である。今後とも一層創意工夫を重ね探究に努められたい。

未帰還者の状況は次の通りである。(二九、九、一現在)

区分	生存確実	死亡見込	状況不明	計
軍人軍属	一八〇	八六	三四	三〇〇
邦人	一九一	三三	二五	二四九
計	三七一	一一九	五九	五四九

三、死亡見込み一一九名(死亡確実一名)あり、認定公報については援護法の関係等で留守宅より死亡処理の申出もあるようだが、生存者の状況は混然としており確実な資料の検討により処理に慎重を期されたい。しかし不明を理由に放任することのないよう資料並び

